

自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第二（第二条関係）

別表第二（第二条関係）

等級	後 遺 障 害	保険金額
（略）	（略）	（略）
第八級	一、十（略）	八百十九万円
（略）	（略）	（略）
第十一級	一、九（略） 十、胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	三百三十万円
（略）	（略）	（略）
第十三級	一、十（略） 十一、胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	百三十九万円
（略）	（略）	（略）

備考（略）

等級	後 遺 障 害	保険金額
（略）	（略）	（略）
第八級	一、十（略） 十一、脾臓又は一側の腎臓を失つたもの	八百十九万円
（略）	（略）	（略）
第十一級	一、九（略） 十、胸腹部臓器に障害を残すもの	三百三十万円
（略）	（略）	（略）
第十三級	一、十（略）	百三十九万円
（略）	（略）	（略）

備考（略）